

平成26年度金融庁調達改善計画

1. 調達改善計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。こうした調達改善の取組は、金融庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、次のとおり、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組み、調達改善を推進することとする。

2. 調達の現状分析

金融庁の契約状況は、表1のようになっており、平成24年度の契約件数は211件、契約金額は3,731百万円である。また、競争性のある契約は166件(78.7%)、競争性のない契約は45件(21.3%)となっている。

金融庁における重点的に取り組む分野を検討するに当たり、平成24年度の調達構造及びこれまでの調達改善の実施状況を把握・分析した上で、改善効果が大きくなると想定される分野を対象とする。金融庁の予算の構成は、表2のようになっており、約3割の物件費のうち約半分を占める金融庁行政情報化経費(情報システム関係予算)が、調達金額が大きく、まだ改善余地があると考えられることから、本経費について重点的に取り組むこととする。

また、他の経費については、4. 記載の継続的な取組等を引き続き実施していく。

表1. 平成24年度の調達全体像

(単位: 件、百万円、%)

契約方式	件数	割合	金額	割合
一般競争入札	109	51.7	1,048	28.1
随意契約	102	48.3	2,683	71.9
競争性のある契約方式	57	27.0	2,347	62.9
企画競争	8	3.8	120	3.2
公募	46	21.8	677	18.2
不落・不調随契	3	1.4	1,550	41.5
競争性のない随意契約	45	21.3	336	9.0
計	211	100.0	3,731	100.0

※過年度に締結した複数年度契約、少額随意契約は含まない。

※規模の大きいシステム案件が不落随契となったため、随意契約の金額割合が大きくなっている。

表 2. 金融庁における予算の特徴（一般会計の概要）

（単位：百万円、％）

区 分	平成 26 年度 予算額	割合
人件費	16,655	72.3
物件費	6,366	27.7
検査監督等実施経費	628	2.7
金融庁行政情報化経費	3,065	13.3
金融制度等調査・研究等経費	285	1.3
国際会議等出席経費	361	1.6
経済協力費	114	0.5
その他	1,913	8.3
計	23,021	100.0

※その他の内訳は、消耗品費・印刷製本費等の事務的な共通経費が 11 億円、中央合同庁舎第 7 号館の維持管理経費(PFI)が 7 億円、審議会等運営経費が 0.4 億円である。

3. 重点的に取り組む分野

平成24年度の調達構造及びこれまでの調達改善の実施状況を把握・分析した結果から、情報システムに関する調達への取組を次のように実施する。

情報システムの経費構造は、他の経費と異なり開発コスト等の算定が複雑である等のため、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証することが重要である。

その調達にあたっては、特に、総括審議官及び各局総務課長等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、外部有識者（CIO補佐官等）を交えて政府調達に該当するシステム案件について審議を行い、情報システムの適切な仕様を確定するなど、以下の取組により、計画的、効率的な調達を実施する。

取組項目	調達改善の取組内容	調達改善の目標
システムの政府調達案件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達に該当するシステム調達の改善の取組について、「情報システム調達会議（※）」において、外部有識者（CIO補佐官等）を交えて、 ①システムの仕様が用途・目的に照らして適切なものとなっているか、 ②SE単価や工数見込などが過去の実績に照らして調達予定価格が適切なものとなっているか等の視点から審議 <p>※総括審議官及び各局総務課長等をメンバーとする会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムの適切な仕様を確定 ・ 情報システムの計画的、効率的な調達の実施

<p>全てのシステムの調達案件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのシステムを調達する際に作成する仕様書について、システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者（CIO補佐官）による審査を実施 ・過去の「情報システム調達会議」及び「金融庁契約監視委員会」において指摘された一者応札の改善、共同調達の拡大等の視点を参考に、全てのシステム調達について、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、情報システム調達の妥当性等を各局総務課長等が検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの適切な仕様を確定 ・個々の情報システム調達におけるPDCAサイクルを確保
<p>主なシステムの調達案件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主なシステムの運用支援について、SLA（サービスレベルアグリーメント）を仕様書に盛り込むことにより、作業範囲・水準を明確化し、品質等に係る事業者側と当庁の認識を一致 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの運用支援に係る仕様の明確化による品質の確保
<p>全てのシステムの調達案件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各システムのこれまでの検討内容・結果（※）について、他のシステム担当者においても共有 <p>※調達前における各局総務課長等による検討、情報システム調達会議による検討。調達後における金融庁契約監視委員会による審議等によるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システム調達改善に関する知見の有効活用
<p>全てのシステムの調達案件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのシステムの運用・保守業務について、業務の繁閑を踏まえた積算の精査や契約形態の見直しを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の削減
<p>全てのシステムの調達案件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのシステムのデータ入力業務について、応札条件等に必要な実務経験等を検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争性の確保
<p>研修の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語を含めたシステムの基礎を習得させるために、IT基礎知識研修（ITパスポート試験合格レベル）を実施 ・情報システムの調達に関する当庁の取組と関連知識を習得させるために、情報システム担当者等研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のスキルアップ
<p>全てのシステムの調達案件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの開発、保守、改修、更新に係る全体費用の低下を図るために、国庫債務負担行為による複数年度契約の実施を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の削減

(参考)

当庁における主なシステムの平成24年度支出額（1億円以上）は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	主なシステム	平成24年度支出額
1	EDINET (有価証券報告書等電子開示システム)	1,943
2	金融庁行政情報化LANシステム	454
3	金融庁業務支援統合システム	294
4	情報提供端末	208
5	申請・届出等手続の電子化システム	164
6	モニタリングシステム	122
	計	3,186(※)

※平成24年度物件費予算の44%

4. 継続的な取組等

昨年度まで調達改善の取組等にて実施し、適正な調達に資する継続的な取組については、今年度も同様に実施する。実施する内容は、次の(1)から(3)のようになっている。

(1) 随意契約の見直し

① 事後審査の実施

競争性のない随意契約を行う案件については、個別案件ごとに「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に照らして、真にやむを得ないものかどうかの検証を金融庁契約監視委員会において行う（少額随意契約を除く）。

② 価格交渉の推進

随意契約であっても価格の妥当性を向上させるため、契約内容を調整しながら見積を行っていくことで、価格交渉を実施する。

③ 少額な契約への対応

庁舎エントランスに調達情報／オープンカウンタコーナーを設置し、当コーナーにて見積依頼書を公開配布し、競争参加の機会を広げる。

(2) 一者応札の改善

① 事前審査の実施

前回の調達時に一者応札となった案件については、その原因・改善策等を各局総務課長等が審査する。更に、情報システムの政府調達案件については、情報システム調達会議においても審査する。

② 事後審査の実施（アンケート調査）

一者応札となった案件については、担当部局等が入札不参加者に対して、その理由を聴取する等の取組を行い、入札仕様書等に問題がないか、競争性が確保されているか等について検証し、更に金融庁契約監視委員会において審議を行う。

③ 調達情報の発信

調達情報を積極的に発信するため、主な調達の発注見通しのウェブサイトへの半期毎の掲載、メールマガジンでの情報発信を行い、入札参加者を拡大させる。

④ 入札説明書等の公開配布

入札説明書等を調達情報／オープンカウンタコーナーに用意し、入館手続を経なくても入手できるよう利便性を図り、入札参加者の増加を目指す。

⑤ 公告期間の更なる確保

政府調達案件について、新規入札参加者が必要な準備期間を十分に確保できるよう、従前より可能な限り公告日を前倒しするよう努める。

⑥ 入札説明会の複数回開催

主要な調達案件について、入札説明会を複数回開催するように努め、入札参加者の増加を目指す。

⑦ 一者応札が継続している案件の随意契約への移行

複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、様々な改善策を講じた上でも改善が見込めない案件については、会計法令や市場動向等も踏まえ、公募を行った上で随意契約とすることを検討する。また、その際には仕様のすり合わせや価格交渉を実施する。

(3) 汎用的な物品・役務

① 競争性の向上

競争性のない随意契約となっている調達について、仕様の見直し等を図り、競争性のある契約への移行を進める。

② 共同調達の拡大

平成 25 年度に実施した共同調達は表 3 のようになっており、そのうち、事務用消耗品、プリンター用トナー、自動車用ガソリン、廃棄物処理等の 15 案件は、今年度も継続して共同調達を実施する。また、今年度からはクリーニング、テープ起こし、新規採用者基礎研修、パソコン研修についても共同調達を実施する。

表3. 平成25年度に実施した共同調達

共同調達案件名	相手先省庁	26年度
自動車運行管理（深夜バス運行）	財務省、外務省	継続
給与システム（ホスト）の運転	財務省	
プリンター用トナー（キャノン）	文部科学省	
プリンター用トナー（リコー）	文部科学省、会計検査院	
廃棄物（汚泥）収集運搬	文部科学省、会計検査院	
廃棄物（汚泥）処分	文部科学省、会計検査院	
自動車用ガソリン（上半期）	文部科学省、会計検査院	
自動車用ガソリン（下半期）	文部科学省、会計検査院	
事務用消耗品（文具、雑貨）	文部科学省、会計検査院	併せて 調達
事務用消耗品（OA用品）	文部科学省、会計検査院	
証券総合システムの運用支援	関東財務局ほか	継続
小包等の集荷・運送	文部科学省、会計検査院	
PPC用紙	文部科学省、会計検査院	
デリバティブ研修	財務省	
防災備蓄品	文部科学省	
速記録作成	文部科学省	
OA機器・家電の購入	文部科学省	

※25年度限り（事務効率化を踏まえ取り止め）

③ 事務用消耗品の回収・再活用

各部局に配付した事務用消耗品について、定期的に在庫を確認し、当面使用しないと見込まれるものについて、回収・再配付することにより、不要在庫の削減及び有効活用を図る。

④ 発注単位の集約

従来の取組と同様に、新規の汎用的な物品・役務の発注案件についても、発注単位を集約しスケールメリットを図る。

⑤ 携帯電話の料金プランの見直し

使用者の利用状況に応じた料金プランの見直しを定期的実施する。

5. その他の取組

(1) スキルアップに関する取組

○研修の実施（再掲）

情報システムに関して、研修を実施し職員のスキルアップを図る。

・専門用語を含めたシステムの基礎を習得させるために、IT基礎知識研修（ITパス

ポート試験合格レベル) 実施。

- ・情報システムの調達に関する当庁の取組と関連知識を習得させるために、情報システム担当者等研修を実施。

○金融庁会計マニュアルの更新

庁内の会計担当職員の調達事務に関する専門性の向上、調達部局の事務効率化及び調達内容の品質確保等に資するため、ポータルサイトの金融庁会計マニュアルに、入札説明書及び提案書の記載例等の追加等の更新を行う。

(2) 提案書・企画書に関する取組

○提案書の総合評価点の得点配分、技術評価方法を標準化することにより、企画競争及び一般競争（総合評価落札方式）を、より適切に実施できるように努める。

○提案書の審査を行う際、調達要求を行う担当係以外の者で、当該業務に知見のある者を審査員にする等、第三者等の意見の反映に努め、透明性を確保する。

○企画競争等の際、参加業者から、有用であり、かつ公表可能な提案がされた場合は、次回調達時の仕様書への反映等を検討する。

6. 実施状況の把握

調達改善計画の実施状況については、上半期（4～9月）終了及び年度終了後に取りまとめる。

7. 自己評価の実施

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

8. 推進体制

(1) 推進体制

「行政事業レビュー推進チーム」が調達改善を推進する。

(参考) 行政事業レビュー推進チーム

統括責任者	総括審議官
副統括責任者	総務企画局総務課長
	〃 政策課長
メンバー	各局総務課長等

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとする。また、調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を必要に応じて開催し、その結果を推進チームへ報告する。

(2) 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては行政事業レビューのための外部有識者及び金融庁契約監視委員会の委員の意見を活用するものとする。

(3) 内部監査の活用

毎年度実施している内部会計監査における監査項目として、調達改善計画の進捗状況を設定し、調達改善計画の検証や評価を行う。

9. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、金融庁のウェブサイトにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改定を行うものとする。